

消費生活センター Q&A

9月1日、消費者庁の設立と消費者安全法の施行により、消費生活相談に関する情報の一元化や消費者被害の未然防止、被害発生時の拡大防止が法的に位置付けられました。これを受け、重大事故発生時の迅速な連絡体制や、消費者庁における国・県・市の役割が明確化されました。そこで、市消費生活センターの業務について改めてご紹介します。

Q 消費生活センターとは？

A 消費生活センターでは、スーパーでの買い物から住宅の購入まで、商品・サービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせを受けており、昨年度は約4800件の相談がありました。消費者と事業者の間には商品・サービスに関する知識に差があり、交渉が難しく、訴訟をするにはたくさん費用が掛かります。消費生活センターは両者を仲介し、歩み寄ることで解決を促す「あっせん」を行います。

Q 「契約トラブル」とは？

A 契約とは、お互いの合意の上で結ばれた約束のことで、一度成立した約束は通常一方的に解約することはできません。しかし、商品・サービス、販売方法に問題がある場合などは例外ですので、まずは気

軽にご相談ください。

Q クリーング・オフとは？

A クリーング・オフとは、「特定商取引法」に規定された販売方法によって商品などを購入した場合、契約書を受け取った日から、その日を含めて8日以内であれば、無条件で解約できる制度です。

Q 悪質商法を見抜くには？

A 事業者には適正な商品・サービス、販売方法が求められますが、消費者の皆さんも知識を深め、合理的に判断できるようなることが大切です。消費生活センターでは、20人以上の団体を対象に「消費生活出前講座」を開催しています。消費生活相談員が各会場に伺い、トラブル対処法を分かりやすく説明しますので、ぜひ、ご利用ください。

Q 重大事故が起きたら？

A 死亡、長期治療を要する重大事故を消費生活センターが把握した場合、直ちに消費者庁に通知します。消費者庁は情報を分析・公表し、各県庁に対応を求め、事業者に対しては改善勧告や命令などをします。

ボイラーなどの所有者登録経済産業省によると、リコール中の製品で重大事故が多いのは石油給湯器（ボイラー）・風呂釜で、長期使用製品安全点検制度の対象です。製品側面のシールからメーカー・品番を確認し、連絡をして必ず所有者登録を行いまし

確認ください。

第26回

市消費生活展・バザー

市消費生活展

日時 10月25日(日)午前10時～午後3時

会場 市民プラザ(馬場通り4丁目・つつのみや表参道スクエア5・6階)、パンバひろば(馬場通り4丁目)。

内容 左の表の通り。その他 生活情報誌「くらしの豆知識09」を無料配布。スタンプラリーの参加者には記念品を贈呈。

日時 10月24日(土)午前10時～午後1時、25日(日)午前

10時～午後3時

会場 パンバひろば。

市消費生活展実行委員会事務局(市消費生活センター内)

(616)1561

お越しく下さい
消費生活講演会

日時 10月24日(土)午後1時30分～3時

会場 市民プラザ5階

内容 「消費者と事業者がともに発展するまち」と題した、谷みどりさん(経済産業省消費者政策研究官)による講演。

定員 先着80人。
申込 電話で、市消費生活センター (616)1561へ。

市消費生活展

項目	番号	内容
実演	1	「野菜の1日の必要量を量ってみよう」と題した、生活習慣病を防ぐ食生活についての実演
	2	悪質商法の寸劇
	3	廃食油から作った石けんで汚れ落としの体験
	4	アイロンがけの実演
展示	5	レジ袋減らし隊の活動紹介コーナー
	6	悪質商法紹介コーナー
	7	食事バランスガイドなど、食の知識コーナー
	8	事故原因・注意喚起など、製品事故防止コーナー
	9	安全なガスコンロの紹介など、ガスコーナー
	10	がん予防に効果のある薬・健康食品など、薬コーナー
	11	安全で正しい電気の使い方など、電気コーナー
	12	計量コーナー
	13	高校・大学生による研究・作品展示など、学生コーナー
	14	テレビの展示など、地デジコーナー
相談	15	消費者団体による新鮮な野菜や雑貨類の販売など、バザーコーナー
	16	健康相談
	17	頭髪診断
	18	金融商品・生活設計など、簡易相談

無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

10月18日(第3日曜日)は「家庭の日」。本市では、毎月第3日曜日に、家族の大切さを再確認する「家庭の日」運動を進めています。10月17日(土)・18日(日)にまちなかで「すべての子どもに笑顔ときずなを」をテーマに宮っこフェスタ2009を開催します。「ボクらの秘密基地～1日だけの理想の居場所～、夢未来ライブ、宮っこ屋台村、金子貴俊さん子育てトークショー、ちびっこわくわくランド」など家族で楽しめるイベントが満載です。ぜひ、まちなかまで遊びに来てください。子ども未来課 (632)2344